

和 (なごみ) 合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

February, 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

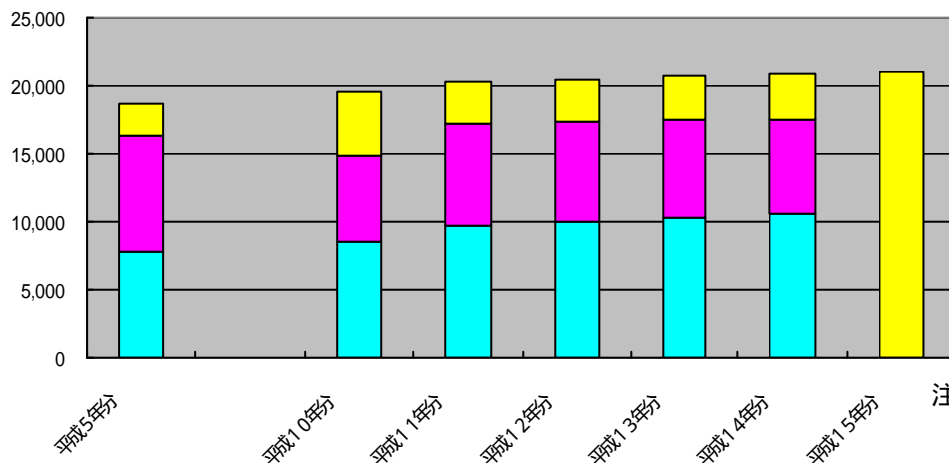
確定申告

この時期話題になるのは何と言っても確定申告です。しかし多くのサラリーマンや主婦の方々は関係ないと思っているようです。ところがそうでもありません。**昨年の確定申告書の提出枚数は2100万通にも及びました** (図1参照)。国民全体で1億3千万人弱ですから赤ちゃんからお年寄りまで全て含めておよそ6人に1人が申告していることになります。夫婦と子供2人の標準世帯に夫婦どちらかの両親を入れると6人です。そのうち1人は申告していることになるのです。身近に感じませんか？



(図1)

【確定申告書提出数の推移】



注：平成15年分は詳細不明

では一体どのような人が確定申告をして2100万通にもなったのでしょうか？以下に挙げる人が申告している人の主なところですが自分が該当しないかどうか今一度チェックしてみてください。

給与等の額が2000万円超	給与が源泉徴収されていない	住居等を売った
2ヶ所から給与を貰っている	年末調整をしていない	株式等有価証券を売った
給与以外で20万円超の所得がある	自己の住居をローンで買った	個人事業主である

全て平成16年中で該当するかどうか判定します。その他にも申告理由は多々あります。詳しくは国税庁のHPで。

ところで確定申告は「しなければならない人」と「しなくても良い人」に全員が分けられます。そのうち「しなければならない人」が申告をしなかった時や間違った時、遅れた時などに大きな問題が発生します。

しなければならない人

問題とはそれによって様々な罰金が課せられるということです。主なものは以下の通りです。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

延滞税	延滞税	法定納期限までに申告納税額を納付できなかった場合に課せられる。当初2ヶ月は年 <u>7.3%</u> (現在は4.1%)、その後は年 <u>14.6%</u> 。(別途特例あり)
加算税	過少申告加算税	当初の申告納税額を本来の金額より少なく申告した場合にその差額納税額に <u>10%</u> が課せられる。(少なく申告した正当な理由があれば課されない)
	無申告加算税	申告をしなかった場合に実際に納付すべき税額に <u>15%</u> が課せられる。(期限内に申告しなかった正当な理由があれば課されない)
	重加算税	嘘について本来の納税額より少なくなるように申告をした場合に新たに納付することとなった税額に <u>35%</u> 若しくは <u>40%</u> が課せられる。

上記を見ても分かるように罰金の率はこの低利率時代においても非常に高くなっています。故意に不正な申告をした人は当然ですが、故意ではない間違い等であっても延滞税だけは関係なく課せられますので注意が必要です。

しなくても良い人

では、しなくても良い人は全く関係ないのかといえばそうではありません。しなくても良い人の中には本当にする必要のない人と**申告をすれば税金が還ってくる人**がいます。ココがポイントです。税金が還ってくる人の中には税務署が把握できたり、毎年該当している人宛に還付申告のお知らせをすることがあるそうですが、通常はそのようなお知らせは全く気づかないまま過ぎてしまいます。従って、**ご自分が果たして還付されるかどうかをしっかりと計算しないと損をすることがある**のです。申告をすれば還ってくる可能性のある人は以下の通りです。

ローンで住宅を購入した	翌年に確定申告をすることで住宅取得控除が受けられる。以後は年末調整でOK。
年間給与が103万円以下	もし一度でも源泉徴収されていればその金額が還付される。また、これ以上でも社会保険料などを払っていたり、一年通して働いていなければ還付になることがある。
一年間の医療費の支払いが10万円以上	所得によって異なりますが家族(生計が同じ)で一年間で10万円以上医療費を払った場合に超えた分を所得より引いてもらえる。
年末調整をしていない	定率減税等により還付になることが多い。
個人事業を営んでいる	本業や副業で個人事業をしており、その報酬が10%の源泉徴収をされている場合は経費を算入すると還付になることがある。

これまでお話したように確定申告は所得の種類や適用できる税法を調べるのが大変難しく、また、毎年のように細かく税法が改正されますので前年と同じだからと申告しても間違ってしまうことがありますので注意が必要です。また申告をする必要がないのに申告をして追加で納税ということになることもありますので敬遠されがちですが上記のように損することがないよう無料の税理士相談などを使ってみてはいかがでしょうか？
(文章担当 高松 仁)

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願ひします。(06-6944-4117 まで)